平成２２年（フ）第１５７２５号
東京都中央区東日本橋２丁目24番９号
破産者　日本ユニカ株式会社
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９４１号
長野県長野市大字高田字北條沖２番地16
破産者　株式会社木造建築長野（旧商号長野ログハウス建築設計株式会社）
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９４２号
長野県長野市大字南長池898
破産者　大澤　　洋
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１３０号
東京都台東区上野１丁目７－４－2003、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区八幡３丁目９－14－1003
破産者　山岸　潤一
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９５０号
東京都足立区花畑３丁目９－９　ブルーメ花畑17－105号
破産者　阿部　広志
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４３９号
東京都足立区本木２丁目16－12　ライフハウス第２－302
破産者　伊藤　博行
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９号
滋賀県東近江市百済寺町274番地
破産者　有限会社石森建設
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６０６４号
大阪市淀川区西中島４丁目２番８号
破産者　株式会社誠和建設
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２２５号
岡山市南区新保882番地１
破産者　株式会社ライズ・ワン
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２４号
大阪府八尾市久宝寺５丁目４番28号
破産者　有限会社シェパパフーズ
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９０９号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目３番15号
破産者　有限会社リカーズたなか
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３５号
大阪市中央区西心斎橋１丁目16番10－906号
破産者　株式会社Ｓ・Ｐ・Ｇ　ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３５４号
大阪府東大阪市加納４丁目14番12号株式会社摂津金属工業所内
破産者　東大阪共栄企業団地協同組合
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９号
松江市八束町遅江12番地２
破産者　ウルル・フーズこと　冨次　勤已
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９１号
群馬県前橋市文京町４丁目15番30－Ｃ－101号　メゾン柳坂
破産者　舩戸　伸子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３４２号
群馬県前橋市若宮町３丁目16番８－703号　サーパス若宮
破産者　田口　健二
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０７号
群馬県佐波郡玉村町大字八幡原1994番地２　福山通運社宅208号
破産者　木暮　義美
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９４８号
東京都品川区東五反田３丁目７－23
破産者　柳谷　智宣
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２３号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地３－601
破産者　正井　信子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７０号
東京都八王子市南大沢２－17－14アップタウン南大沢102、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊橋市西高師町字小谷35番地
破産者　有限会社オアシス
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７８２号
横浜市中区本牧原11番１－805号
破産者　株式会社オフィスアイ－61
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部